

我が国の新型インフルエンザ対策に係る経緯

	感染状況等		主な対策の目標	主な対策
4 月	23日 米国疾病管理センター、豚由来インフルエンザウイルスの人への感染事例を報告	フェーズ3	○ウイルスの国内侵入防止 ○国民への正確な情報の提供	→ 「 <u>新型インフルエンザ対策行動計画</u> 」に基づき、 <u>検疫体制の強化</u> （メキシコ便における有症者に対し、任意の健康診断の実施） → 厚生労働省内にコールセンターを設置（土日を含む）
	28日 WHOフェーズ4宣言	フェーズ4	○ウイルスの国内侵入防止 ○国民への正確な情報の提供 ○発熱相談センター・発熱外来の設置の準備	28日 <u>「基本的対処方針」策定</u> （フェーズ4が宣言されたことを受け、政府全体として新型インフルエンザ対策本部（本部長：内閣総理大臣）を設置して策定） → 今回の新型インフルエンザを感染症法上の「 <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 」と位置付け、 <u>隔離・停留の強制措置も含めた検疫の強化を実施</u>
	30日 WHOフェーズ5引上げ			
5 月	8日 米国から成田に到着した患者について10日までに4名の感染を確認 （検疫において入国前に確認できた初めての事例）	フェーズ5	○ウイルスの国内侵入防止 ○国民への正確な情報提供 ○発熱外来の早急な整備	1日 ・ <u>「基本的対処方針」改定</u> （フェーズ5が宣言されたことを受け、新型インフルエンザ対策本部（第2回）において改定） ・ <u>新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の設置</u> → 各国における感染の度合いを勘案し、引き続き、 <u>隔離・停留の強制措置を含む検疫の実施、国内発生を念頭に置いた体制整備</u> 13日 <u>新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会報告</u> （停留に関する報告）

5 月	16日 国内最初の患者を確認	フェーズ5	○発熱外来の設置等医療体制の整備 ○患者等の発生した地域における感染拡大防止策の実施	16日 <u>「確認事項」決定</u> (国内に患者が確認されたことを受け、新型インフルエンザ対策本部幹事会において、「基本的対処方針」を踏まえて決定) → 国内での患者発生に対応した発熱外来の設置等の医療体制の整備、患者の発生した地域における感染防止策の実施
	○兵庫県・大阪府等の中高生中心に患者数増加(～23日) ○患者発生地域の中学校、高等学校等臨時休業(1週間程度)		○医療体制や感染拡大防止策について、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能	22日 ・ <u>「基本的対処方針」改定</u> (新型インフルエンザ対策本部において改定)。 ・ <u>「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」(厚生労働省)を策定</u> → 患者の発生状況に応じ、地域を大きく2つのグループに分け(感染拡大防止地域、重症化防止重点地域)、地域の実情に応じた対策を実施可能とした。
6 月	12日 WHOフェーズ6引上げ	フェーズ6	○秋冬に想定される流行に備え、必要な体制整備	19日 <u>「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定</u> → 秋冬に向け、国内での患者数の大幅な増加が起こることも想定し、社会的混乱を最小限とするための体制整備に重点シフト ・原則自宅療養、重症患者のための病床確保 (地域のグループ分けは廃止) ・全数報告に代え、集団発生をサーベイランスにより重点的に把握 ・原則全ての一般医療機関において診療 ・基礎疾患を有する者等への感染防止策を強化 ・検疫については患者の隔離等の強制措置から全入国者に対する注意喚起を中心とする対応に移行 等

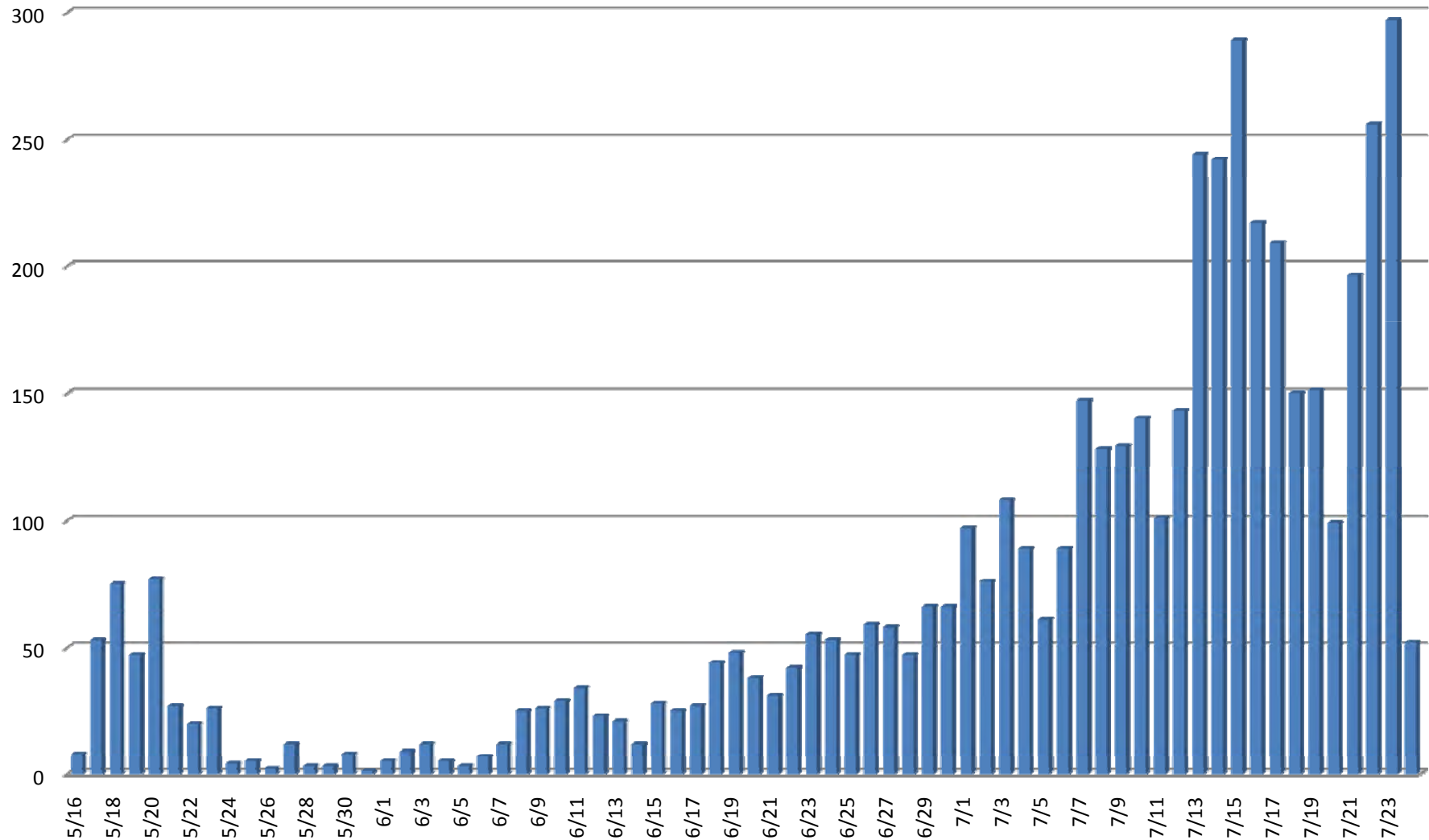
7 5 9 月	<p>第33週(8/10~16) 定点医療機関あたりの患者数の 全国平均が1.69</p> <p>8/15 国内最初の死亡者を確認</p>	フ ェ ー ズ 6	<p>○秋冬に想定される流行に備 え、必要な体制整備</p> <p>○必要なワクチンの早期確保 とワクチン接種に向けた体 制整備</p>	<p>8/19 新型インフルエンザの流行入りを宣言</p> <p>8/28 「新型インフルエンザの流行シナリオ」を公表</p> <p>→ 各都道府県に対して、①入院診療を行う医療機関の病床数等 の確認・報告、②地域の実情に応じて必要な医療提供体制の 確保対策の実施 などを要請。</p>
1 0 月	<p>第44週(10/26~11/1) 定点医療機関あたりの患者数の 全国平均が30を超える</p>		<p>○優先順位に従って希望者に 対して速やかにワクチンを 接種</p> <p>○流行期における患者増に対 応できる医療体制の整備</p>	<p>10/1 「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」 を策定(新型インフルエンザ対策本部において決定)</p> <p>→ 死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのた めに必要な医療を確保することという目的に照らし、ワクチ ンの確保・接種に向けた対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国がワクチンを確保するとともに優先順位を設定し、委託医療機 関で接種を行うなど、地方自治体との役割分担のもと国が主体とな って事業を実施 ・接種対象者に順次必要なワクチンを供給できるようにするため、国 内産ワクチン2,700万人分、輸入ワクチン5,000万人分程度(2回 接種)を購入 ・ワクチンを輸入することを踏まえ、必要な立法措置を講じること <p>10/19 ワクチン接種開始(国内産ワクチン)</p> <p>10~12月 臨床試験の結果等に基づき、国内産ワクチンの接種回 数を見直し(10/20、11/11、12/16)</p>

1 1 月	<p>11/13 ワクチン接種後の死亡事例の報告あり</p> <p>第 48 週 (11/23~29) 定点医療機関あたりの患者数の全国平均が 39.63 ※ 一番多い福井県は 95.44 ※ 第 49 週以降、数字が低下</p>	<p>○優先順位に従って希望者に対して速やかにワクチンを接種</p> <p>○流行期における患者増に対応できる医療体制の整備</p>	<p>11 月～ 医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会（合同開催）を開催（11/21、11/30、12/13、1/8）</p> <p>→ ワクチン接種後の副反応報告に関する専門家による評価</p> <p>※ 別途、医療従事者 2 万人を対象に接種後の安全性に関する調査研究を実施（10 月中旬に接種）</p>
1 2 月		<p>フェーズ 6</p> <p>○優先順位に従って希望者に対して速やかにワクチンを接種</p> <p>○流行期における患者増に対応できる医療体制の整備</p>	<p>12/4 「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」が公布</p> <p>→ 厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図るとともに、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を実施</p> <p>12/15 「新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種の基本方針」を改定</p> <p>→ 優先接種対象者以外の者を含め、全国民に対する接種費用負担の軽減措置を可能とするように指針を見直し</p> <p>12/25 「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」を新たに設置し、開催（12/25、1/15、1/27）</p> <p>→ 新型インフルエンザの予防接種法での位置づけや緊急時のワクチンの確保と供給のあり方等について検討</p>
1 月		<p>○健康成人を含めた希望する全ての国民に対するワクチン接種の実施</p>	<p>15 日 薬事・食品衛生審議会薬事分科会より輸入ワクチンについて特例承認して差し支えない旨の答申</p> <p>同答申を受けて、①1/20 付けで輸入ワクチンの特例承認を行うこと、②健康成人への接種開始（1/29 出荷分以降、都道府県の判断で前倒し可）を決定</p>

新型インフルエンザ患者発生状況 n=5038

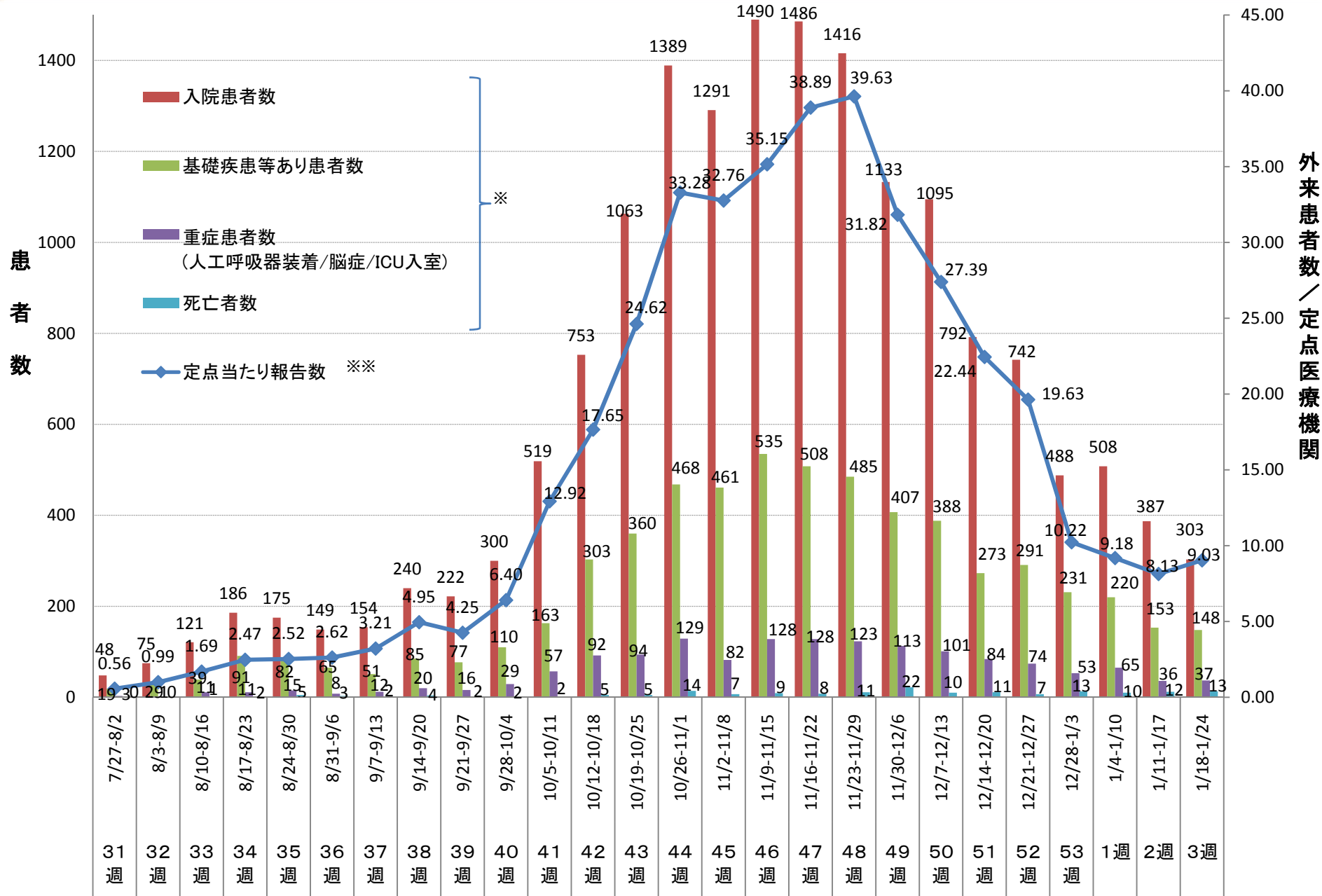
法第12条の医師の届出(全数把握)

5/16~7/24



(公表日)

新型インフルエンザ発生状況の推移



※ 厚生労働省 新型インフルエンザ入院サーベイランスによる週あたりの報告数 平成22年1月27日時点
 ※※ 厚生労働省 感染症発生動向調査インフルエンザ定点医療機関における週あたりの外来患者報告数